## 高知リハビリテーション専門職大学公的研究費の不正防止対策基本方針

### 1. 目 的

高知リハビリテーション専門職大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日改正)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」を踏まえ、公的研究費に係る不正を防止するため「不正防止計画」を策定し、研究及び研究費の適正かつ効率的な運営を図っている。同計画を効果的及び計画的に実施するため、責任体制及び活動計画を以下の通り明確にし、徹底を図るものとする。

### 2. 不正防止に関する責任体制について

## (1) 学長の役割

学長は、最高管理責任者として、不正防止対策の基本計画を策定・周知すると ともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

#### (2) 副学長の役割

副学長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、研究内容に関する監督及び告発・相談について統括する実質的な責任と権限を持つ。

### (3) 事務局長の役割

事務局長は、経費統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、会計管理 に関する監査及び告発・相談について統括するとともに、不正の告発・相談の統 括及び不正防止計画の策定・見直しについて統括する。

## (4) 学部長の役割

学部長は、研究倫理教育責任者として、研究者に加え、研究者を目指す人材や研究支援人材など広く研究活動に携わる者を対象として、研究者倫理に関する教育を定期的に行われなければならない。

# (5) 学科長の役割

学科長は、不正防止コンプライアンス推進責任者として、次のことを実施する。

## ① 不正防止対策の実施

不正防止コンプライアンス推進責任者は、部局等における公的研究費の不 正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。

## ② コンプライアンス教育の実施

不正防止コンプライアンス推進責任者は、各部局内にてコンプライアンス 教育を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。

③ モニタリングの実施

不正防止コンプライアンス推進責任者及は、各部局内にて構成員が適切に 公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて 改善を指導する。

### (6) 事務局の役割

各部署は、それぞれ次の業務を担当し、適正な管理及び運営を行う。

- ① 研究費に係る経理業務は、資金の種別に応じて庶務課が行う。
- ② 不正防止計画の策定・推進の事務は、庶務課が行う。
- ③説明会・研修会等の実施は、庶務課が行う。
- ④ 事務手続きや研究費の使用ルールに関する相談業務は、庶務課が行う。
- ⑤ 内部監査における監査実施担当は、事務局で公的研究費の会計処理に直接関わっていない職員で組織する。
- ⑥ 告発や通報への対応業務は、事務局の課長以上の職員で組織する。
- ⑦ 告発や通報の相談担当は、研究課題と直接関係がなくかつ検収担当でない、 教員及び事務局担当者で組織する。

#### (7) 研究者の役割

① 「誓約書」の提出

公的研究費に採択された研究者には、公的資金を執行する責任の重大さを 自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め意識の向上を 図る。

② 説明会・研修会への参加

研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目 等を受講しなければならない。

③ 研究に係るデータの保管・管理

研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データ等の研究資料等を10年間、試料や標本などの有体物については5年間を、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

### ④ 適正な執行管理

経費の適正かつ効率的な執行状況を把握するとともに、委託元の事務処理 要領及び本学の規程等を遵守し、研究費の適正な執行管理に努める。また、 予算の計画的な執行の促進に努めるとともに、物品購入する際には、取引業 者との適切な関係を維持するための牽制効果を図り、納品確認を厳正に実施 する。

- ⑤ 研究活動上の不正行為(故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用)
  - ・捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること
  - ・改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動に よって得られた結果等を真正でないものに加工すること
  - ・盗用:他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文 または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
    - ※上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及 び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- (8) 取引業者に対しての実施

本学と一定の取引のある業者に対し、本学関係規程等の遵守、いかなる不正、不適切な契約も行わないこと、および監査・調査等への協力などを記載した誓約書の提出を要請する。

- 3. 不正防止に関する説明会・研修会の実施計画について
  - (1) 不正防止計画等の周知

各部局の会議(教授会等)にて不正防止計画の説明や科研費執行ルールを説明 する。実施予定については、各部局の長と事務局庶務課で調整のうえ、適時実 施とする。

(2) コンプライアンス研修

研修:研究不正に関する eラーニングを必須受講

対象者:コンプライアンス教育未受講者、科研費事務に関わる事務職員

実施時期:随時実施

(3) 内部監査の実施について

高知リハビリテーション専門職大学競争的資金等事務取扱要領第16条に基づき、競争的資金等の適正な確保のため、毎年内部監査を実施する。

対 象:前年度又は当年度に交付を受けた研究課題

実施日:毎年度、夏期休業期間中に実施

内 容:通常監査は、研究代表者として研究費の交付を受けている研究課題 数の10%以上とし支出の証拠書類等により監査を行う。 特別監査は、通常監査を行う補助事業数の10%以上を対象として書 類上の調査にとどまらず、実際の補助金等の使用状況や納品の状況 等、事実関係の厳密な確認などを含めた監査を行う。

# 4. 不正防止計画に関する責任体制名簿

最高管理責任者	学長	宮川	哲夫
統括管理責任者	副学長	大倉	三洋
経費総括管理責任者	事務局長	岡﨑	康明
コンプライアンス推進責任者	学科長	田頭	勝之
研究倫理教育責任者	学部長	大倉	三洋
監査実施担当	事務局で公的研究費の会計処理に直接関わら		
	ない職員で組織する		
告発・通報対応担当	事務局の課長以上の職員で組織する		
相談担当	研究課題と直接関係がなくかつ検収担当でな		
	い、教員及び	び事務局	<b>局担当者で組織する</b>
会計管理担当部署	事務局庶務課		
不正防止計画等の周知	事務局庶務課		
コンプライアンス研修会	事務局庶務課		
科研費に関する内部監査	事務局長より指名された事務職員		

附則

この規程は、令和元年9月30日より施行する。

附則

- この規程の一部改正は、令和2年3月31日より施行する。 附則
- この規程の一部改正は、令和 2 年 6 月 23 日より施行する。 附則
- この規程の一部改正は、令和 2 年 7 月 28 日より施行する。 附則
- この規程の一部改正は、令和4年4月1日より施行する。